

陽明文庫蔵『内外口伝哥』

―徳大寺家の古今伝受資料―

小高道子

*キーワード

内外口伝哥・宗祇流・陽明文庫・徳大寺家・古今伝受

新井栄蔵氏が陽明文庫蔵『古秘抄』を『古秘抄別本』として紹介して宗祇流「裏説」について論じてから^①、『古秘抄』に含まれる「内外表裏事」は宗祇流「裏説」を論じる際の基本資料とされている。しかしながら、宗祇を直接継承する三流の古今切紙と『古秘抄』とを比較すると、その内容は大きく異なることがわかる^②。そして陽明文庫蔵『古秘抄』の成立を考察すると、陽明文庫に所蔵されてはいるものの、古くから近衛家に伝来したのではなく、後西院の所蔵する写本を近衛基熙が書写した書であることがわかる。すると『古秘抄』と宗祇の関係を示す根拠はなくなる。同書に含まれている「内外表裏事」についても同様である。

「内外表裏事」に記されている和歌が『内外口伝哥』と一致することについては、新井栄蔵氏が指摘している。新井氏は『内外口伝哥』について、「ここに取上げた『古秘抄別本』のように、まず「内外表裏事」をいう切紙があり、ついでその「表裏」を注した二十四首、その「内外」

を注した二首が続く形のものが最もよく原口伝の状況を反映していると推定してよいようである」とされた。しかしながら、宗祇を直接継承する古今伝受において継承された切紙には「内外表裏事」はみられない。本稿では陽明文庫蔵の『内外口伝哥』を検討する事により、古今伝受と『内外口伝哥』との関係について検討を加えたい。

一 徳大寺家の古今伝受

三条西実隆が徳大寺実淳に古今伝受の切紙を相伝した時の書状が、柴田光彦氏により紹介されている^③。その書状に「相殘切帋十三写進上候」「内外口伝歌一帋注出候」とあることから、実隆は実淳に古今「切紙十三紙」と『内外口伝哥』とを与えたことがわかる。

相殘切帛十三写進上候

残十三通事、雖無益候、仰事候間、何様可 調進候（二月七日）

（兼又内外口伝歌一帛注出候、これハ無別事候、裏の説共ある歌と又風躰必可存知歌と其表裏を申候ニて候、談義之時裏之説及候へハ、別の子細なき事ニて候、以前御尋候し宇治山の歌ハ此内ニハ入候ハぬ彼歌之類、又裏の説を本としたる歌共候、それハ此二十四首ニて則御心得あるへき事候、）

この時実淳に与えられた古今伝受資料の一部が近衛基熙により書写され陽明文庫に伝わる。『古今伝授切紙』（二二二一）とする一包十一通で、包紙に近衛基熙筆で徳大寺前左大臣公信から進上されたことが記されている。

徳大寺前左府公信公進上之古今之事

十一通

寛文十二年五月十一日

そして原包紙の写の端書に「前内府切紙 禪閣二相伝」とあることから、実隆から実淳に相伝された古今伝受切紙であることがわかる。その原包紙写に次のように記されている。

二条家 十三通

同説東相伝分 十一通短

内外口伝和哥 一通

家君御相伝分也

切紙については、この包紙に記されているのみで、切紙自体は伝わらないため、切紙の内容は不明である。しかしながら「二条家 十三通」とあることから、実隆の書状にある「相殘切帛十三写進上候」は、二条家の切紙十三通であったと推察できる。そして、ここに記された『内外口伝哥』一巻が陽明文庫に伝わる。巻頭書人と奥書にそれぞれ次のように記されている。

（巻頭書人）

内外ヲハ古今ニアツル也、内古外今也、表裏同也、内外ノ道ヲアツ

ムルヲ集ト云義也

朱点ハ両風躰可然をいたす哥也

（奥書）

内外口伝以宗祇法師本書写也（件一卷常縁自筆）堅可禁外見者也

永正七年十一月二十八日 前関老人判

内容は『古今和歌集』59から1096までの24首について、和歌の一部を記して注を付している。そして、その注の内容は『内外表裏事』のうち

の和歌と注とを記した部分の注と一致する。このことから、『内外表裏事』のうちの和歌と注とを記した部分は、実隆が実淳に『内外口伝哥』を与えた時点ではすでに成立していたことがわかる。しかしながら、実隆から三条西家を経て実枝から古今伝受を受けた細川幽齋は、注を付さない和歌のみの『内外口伝哥』を、古今伝受終了後、自ら書写している。すると宗祇が書写した常縁自筆の『内外口伝哥』は和歌のみであって、しかも弟子が師の本を借りて書写していたと推定される。実隆の書状に「談義之時裏之説及候へハ、別の子細なき事二て候」とある通り、古今伝受の講釈を聴いて理解できれば、注は必要がなかったであろう。『内外口伝哥』は、古今切紙と同様に、重要な秘伝として、古今伝受において継承されたのである。

これに対して、実隆は実淳に、注を付した『内外口伝哥』を与えたと推定される。実隆は書状に「談義之時裏之説及候へハ、別の子細なき事二て候」と記す一方で、実淳に与える際には注を付しているのである。そして陽明文庫蔵『古秘抄』では、注が付された『内外口伝哥』にさらに「内外表裏事」の切紙が付されている。『古秘抄』の伝来が後西院の時代にまでしか確実には遡れないこととあわせて、『内外口伝哥』に切紙が付されたのは、注が付されたよりも更に後のことであると推定できる。

新井氏は『内外口伝哥』について、注のないものと注があるもの、そして切紙が付されたものの三種があることを指摘され、切紙が付されたものが古来の形であろうと推測された。そして『内外口伝哥』は、「内外表裏事」の切紙と、表裏口伝を付する証歌二四首および内外口伝を府

する証歌二首から成る切紙とで一セットを成す。」とされた。

宗祇流古今伝授の一。「内外表裏事」の切紙と、表裏口伝を付する証歌二四首および内外口伝を府する証歌二首から成る切紙とで一セットを成す。伝本は、全文を収める古秘抄別本（陽明文庫）系統、口伝と証歌を収める古今伝授切紙口伝条々（祐徳文庫）系統、証歌のみを抄出した内外口伝歌共（書陵部）系統の三系統がある。古今伝授における裏説の意義・実態を知る必須の文献である。（『和歌大辞典』）

陽明文庫蔵『内外口伝哥』が、三条西実隆から徳大寺実淳に与えられたこと、そしてそこには注は付されていたものの切紙は付されていないことから、『内外口伝哥』は、常縁自筆として宗祇が所持する本を実隆が書写した時点では和歌のみであり、実隆が実淳に与える時に注を付した。そして、近世に入り陽明文庫蔵『古秘抄』に収められた時には切紙が付されていたと推定できよう。注の内容については稿を改めたい。

注

（1）「宗祇流の古今集注釈における「裏説」について―古今伝授史私稿―」（『文学』昭54・7）、「古秘抄別本」の諸本とその三木三鳥の伝とについて―古今伝授史私稿―」（『和歌文学研究』昭52・3）、

「影印」陽明文庫蔵古秘抄―別本」（『叙説』昭54・10）

- (2) 小高「宗祇を継承する三流の古今切紙―切紙に付された漢数字―」
〔『中京大学国際教養学部論叢』平29・10〕、「宗祇を継承する古今切紙と『古秘抄別本』」〔『同』平30・3〕、「陽明文庫蔵『古秘抄』と近衛流」〔『同』平30・10〕
- (3) 柴田光彦「三条西実隆の書状をめぐって」〔『早稲田大学図書館紀要』昭58・8〕
- (4) 『古秘抄』の「内外表裏事」にみられる『内外口伝哥』の注は、「内外表裏事」〔『古秘抄別本』〕と『内外口伝歌共』〔『同』平30・3〕に翻刻した。

付記

陽明文庫蔵資料の閲覧に際し、陽明文庫文庫長名和修氏に御指導・御高配を賜った。記して深謝申し上げる。また本稿は二〇一八年三月二十五日に開催された陽明文庫古典資料研究会における口頭発表をもとにしている。発表の機会を与えて下さり、種々御教示を賜った名和修氏をはじめ会員各氏に深謝申し上げます。